

愛媛県市町議会議員の公務災害補償等に関する条例第9 条の2 第1 項第3 号の規定に基づき組合長が定める施設を定める規則

平成18年11月1 日 制定（平成18年規則第10号）

（準用）

愛媛県市町議会議員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第21号）第9 条の2 第1 項第3 号の規定に基づき組合長が定める施設については、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9 条の2 第1 項第3 号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則（平成17年規則第18号）を準用する。

附 則

この規則は、平成18年11月1 日から施行する。